

介護予防支援の指定を受けるにあたり遵守していただくこと

指定介護予防支援事業者の指定申請



(1) 介護予防支援に必要な下記の帳票類をメール等で送付いたします。

- ・利用申請書・・・・・・・・・・・・・・・・①
(総合事業利用におけるサービスA・B・C等の利用の場合)
- ・利用者基本情報・・・・・・・・・・・・②
- ・基本チェックリスト・・・・・・・・・・・・③
- ・生駒市独自の二次アセスメントシート・・・・・・・・④
- ・介護予防・サービス支援計画書・・・・・・・・⑤
- ・診療情報提供書等(医師に照会をかける依頼書含む)・・・⑥
- ・介護予防支援経過記録・・・・・・・・・・・・⑦
- ・介護予防支援・サービス評価表・・・・・・・・・・・・⑧



(2) 生駒市の介護予防ケアマネジメントの研修を受講

対象：介護予防支援を担当する介護支援専門員

時期：地域包括ケア推進課から、メール等でご案内させていただきます。

受講時期は、指定決定から指定日までの間に、対面での研修を受講して頂きます。

ただし、物理的に対面で参加が難しい遠方の方に限り、オンデマンドでの研修受講に変えさせていただきます。



(3) 地域包括支援センターによる初回・同行訪問

利用者から居宅に申し入れがあり、プラン作成を行う際、居宅から利用者の居所の圏域の地域包括支援センターに一報入れ、アセスメントをするために「訪問に行く日」の調整を行っていただきます。

※ただし、ご利用者の居所が生駒市外の方で、遠方の場合は、地域包括ケア推進課と協議させていただきますので、ご連絡ください。



(4) 初回プランの提出

(1) の書類(コピー：②～⑥*総合事業の多様なサービスA・B・C利用の場合は

① も必要)をサービス担当者会議後に速やかに利用者の圏域の地域包括支援センターに提出してください。

※帳票作成要領で不明な点がある場合は、圏域の地域包括支援センターにお尋ねください。



(5) 地域ケア会議への参画協力

予防プランの更新は6か月毎ですが、そのプラン更新前3カ月や区分変更前に、関係機関が集まって市主催の地域ケア会議を開催しますので、ご参加をお願いします。遠方の場合は、オンラインでの開催を想定しています。



(6) ケアプラン点検支援への対応

当市では、毎年3月に専門職によるケアプラン点検を実施しています。

指定介護支援事業者として新規指定された事業所のケアプランについては、ケアプラン点検の対象となります。